

# 「健康しが たばこ対策指針」

## 資料編

令和7年3月

滋賀県

## 目 次

1	「健康しが たばこ対策指針」策定および改定経過	1
2	滋賀県の現状	2
	(1) 喫煙関連疾病の状況	2
	(2) 喫煙の状況	2
	(3) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及状況	4
	(4) 20歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策について	4
	(5) 受動喫煙防止対策について	5
	(6) 禁煙支援について	6

## 1 「健康しが たばこ対策指針」策定および改定経過

平成 14 年(2002 年)12 月	「健康しが	たばこ対策指針」策定
22 年(2010 年)11 月	「健康しが	たばこ対策指針」一部改定
27 年(2015 年) 3 月	「健康しが	たばこ対策指針」一部改定
令和 3 年(2021 年) 3 月	「健康しが	たばこ対策指針」全面改定
令和 7 年(2025 年) 3 月	「健康しが	たばこ対策指針」一部改定

## 2 滋賀県の現状

### (1) 喫煙関連疾病の状況

令和4年人口動態統計によると、本県の死亡原因の1位は悪性新生物で24.8%、2位が心疾患で15.8%、3位が老衰で10.9%となっています。また悪性新生物の中では、男女ともに肺がんによる死亡が最も多く、男性で26.1%、女性で14.8%が肺がんで死亡しています。(滋賀県の死因統計解析(2011~2020))

令和2年全国がん登録データ(年齢調整罹患率:人口10万対)により全国と滋賀県の肺がん罹患率を比較すると、男女とも全国より高くなっています。

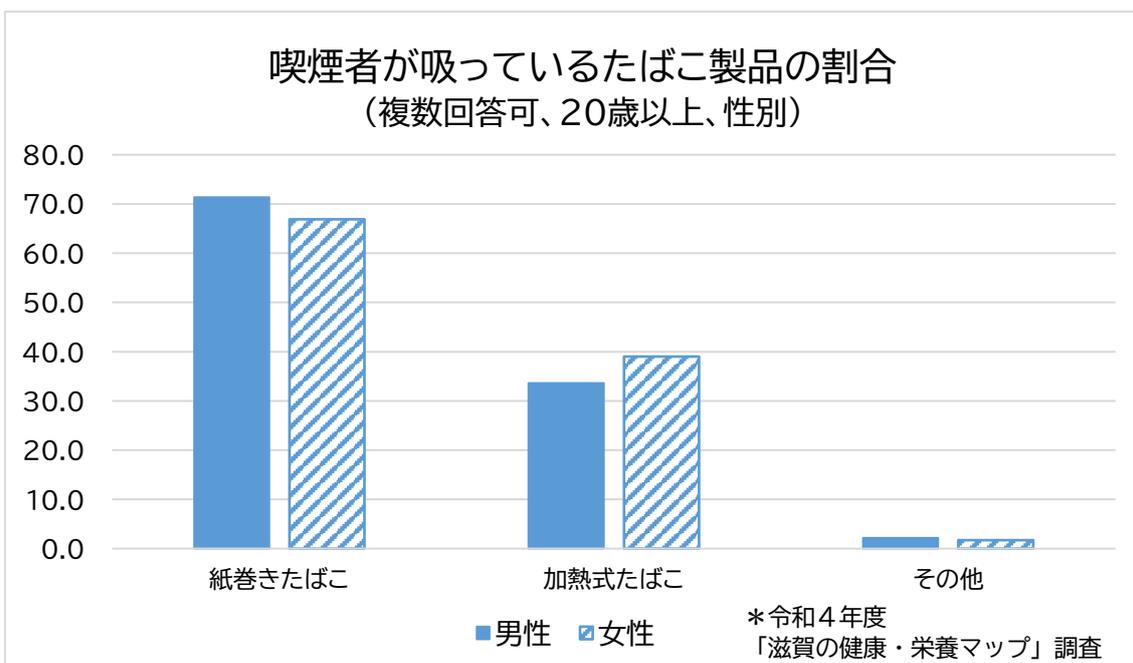
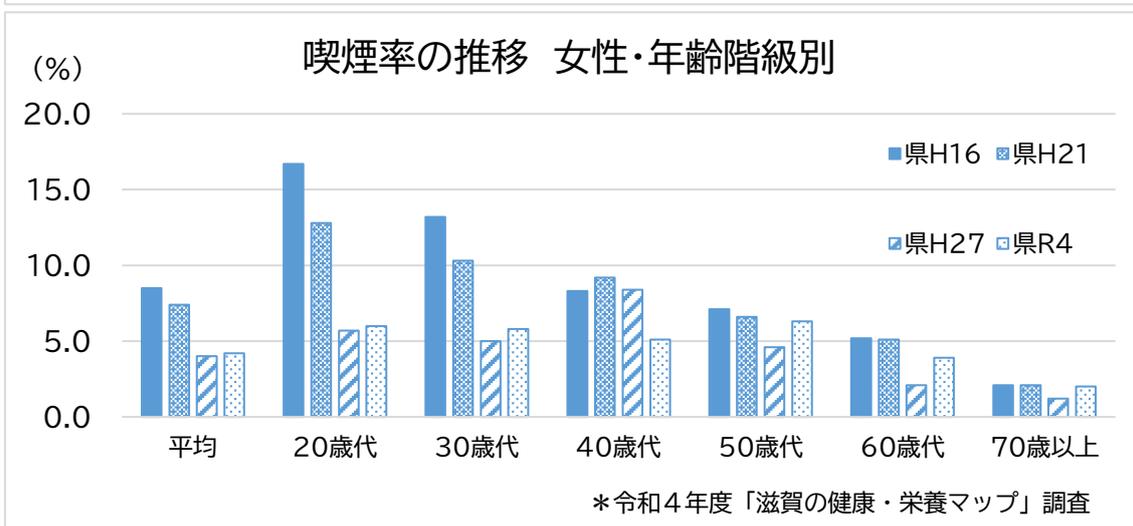
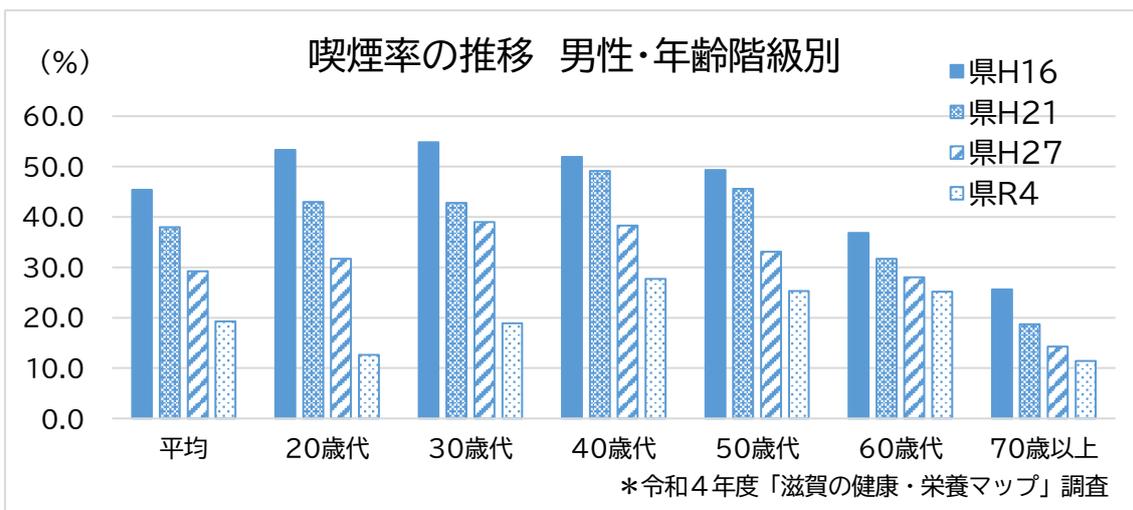
慢性閉塞性肺疾患(COPD)による死亡数は、令和4年人口動態統計によると、全国では16,676人(男性14,019人、女性2,657人)であり、滋賀県では189人(男性169人、女性20人)です。また、死亡率(人口10万人あたり)は全国平均が13.7、滋賀県は13.8です。

### (2) 喫煙の状況

令和4年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査によると、本県の20歳以上の者の喫煙率は、男性が19.3%、女性が4.2%です。また、平成28年国民健康・栄養調査による都道府県別男性平均喫煙率(年齢調整値)においては、20.6%と全国で一番低い結果でした。(全国男性平均喫煙率:29.7%)

前回平成27年度調査と比較すると、男性はすべての年代で喫煙率が減少しており、特に20歳代、30歳代の若い世代の喫煙率が大きく下がっています。女性は40歳代以外の年代において喫煙率が上昇しています。

また、滋賀県内の喫煙者が吸っているたばこ製品の割合については、平成26年度に発売が開始された加熱式たばこの割合が男女ともに30%を超えています。



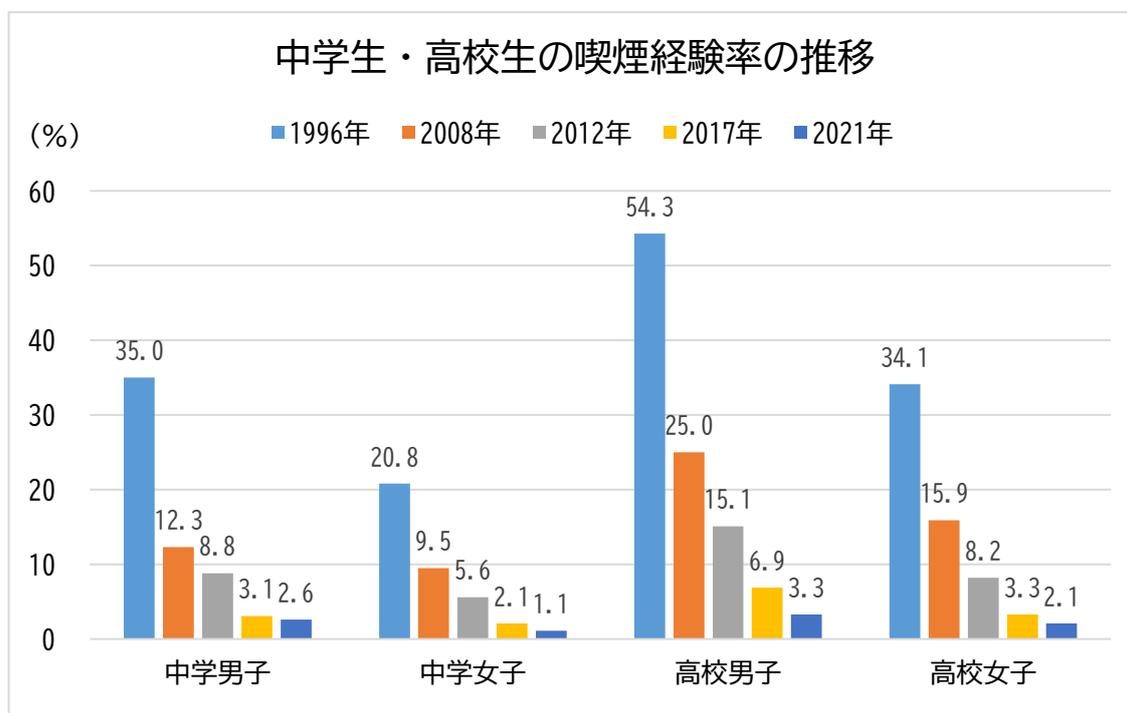
### (3) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及状況

現在、県では、「世界禁煙デー・禁煙週間」等において、滋賀県たばこ対策推進会議構成団体等と連携しながら、喫煙が及ぼす健康影響等を正しく理解いただくための啓発を実施すると共に、各種マスメディアによる広報を行っています。市町においては広報等を利用した情報提供、母子健康手帳交付時、新生児訪問時、乳幼児健診等あらゆる機会にリーフレット等を配布しています。その他、医療機関や関係団体においても、喫煙が及ぼす健康影響についての啓発に取り組んでいます。

### (4) 20歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策について

20歳未満の者の喫煙については国の研究事業における調査によると、男女とも経年的に見ると喫煙率は概ね減少しています。しかし、令和3年度の時点で中学男子の2.6%、中学女子の1.1%の生徒が、高校男子では3.3%、高校女子では2.1%がすでに喫煙を経験している状態です。

また、令和4年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査によると、滋賀県の15歳から18歳までの高校生の喫煙率は全体で0.5%（男性：0.6%、女性0.4%）です。



\* 飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究  
(平成29年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)

\* 喫煙、飲酒等生活習慣の実態把握及び生活習慣の改善に向けた研究  
(令和2年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)

現在、小学校・中学校・高等学校の授業等において、児童生徒の状況に応じて、20歳未満の者の喫煙防止の指導が行われています。

また、たばこ販売業界等でも、20歳未満の者に対するの販売は法律で禁止されていることから、たばこ販売店等による「売らない、買わせない、吸わせない」の「愛の一声」運動と併せて、街頭啓発・ポスター掲示による20歳未満の者の喫煙防止に取り組んでいます。

本県においては、2008年6月よりたばこ自動販売機に成人識別機能を取り付け、年齢確認による販売が始まり、20歳未満の者がたばこを入手しづらい環境が整備されています。

## (5) 受動喫煙防止対策について

国においては「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)による改正後の健康増進法が令和2年4月1日から全面施行されました。①「望まない受動喫煙」をなくす、②受動喫煙による健康への影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する、③施設の類型・場所ごとに対策を実施する、という考え方を基に国民および施設の管理権原者等に対する義務、責務および違反に対する罰則(過料)が規定されたことで、望まない受動喫煙をなくすための対策強化が図られています。

学校、病院、行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)等の第一種施設については、健康増進法の改正により令和元年7月1日より原則敷地内禁煙となっています。

県では、平成21年4月から本庁舎、各地域の合同庁舎等の建物内全面禁煙としておりましたが、令和元年5月31日から県庁の本庁舎、公館、大津合同庁舎および各地方合同庁舎を敷地内全面禁煙としました。

令和6年度「滋賀県禁煙・分煙実態調査(市町庁舎等)」(令和6年5月31日現在)によると、市町庁舎の受動喫煙対策は、敷地内全面禁煙が9市町、建物内全面禁煙(特定屋外喫煙場所等を設置)が9市町です。また、受動喫煙防止条例を制定する市町は湖南市1市、路上喫煙防止条例など喫煙を禁止する区域、施設を定めている条例を制定する市町は8市です。

幼稚園、小学校・中学校・高等学校等においては、県立学校が平成18年度から、市町立学校園が平成19年度からすでに敷地内全面禁煙が行われています。

県内の大学、短期大学では、令和2年度「滋賀県禁煙・分煙実態調査(大学・短期大学対象)」(令和2年7月31日現在)によると、県内14大学(短期大学含む)の内、敷地内全面禁煙が9校、建物内全面禁煙が5校(特定屋外喫煙場所を設置)でした。

令和4年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査によると、非喫煙者が毎日受動喫煙

の機会を有する割合は、家庭では3.9%、勤務場所では1.8%、飲食店0.1%と前回平成27年度調査（家庭8.8%、勤務場所10.2%、飲食店37.2%、）に比べると健康増進法改正の影響もあり、減少しています。

※第一種施設：多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるものならびに国および地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）については、敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所および喫煙関連研究場所を除く。）。

第二種施設：多数の者が利用する施設のうち、第一種施設および喫煙目的施設以外の施設については、屋内禁煙（喫煙専用室の場所および喫煙関連研究場所を除く。）。

喫煙目的施設：多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものについては、屋内にて喫煙が可能。

## （6）禁煙支援について

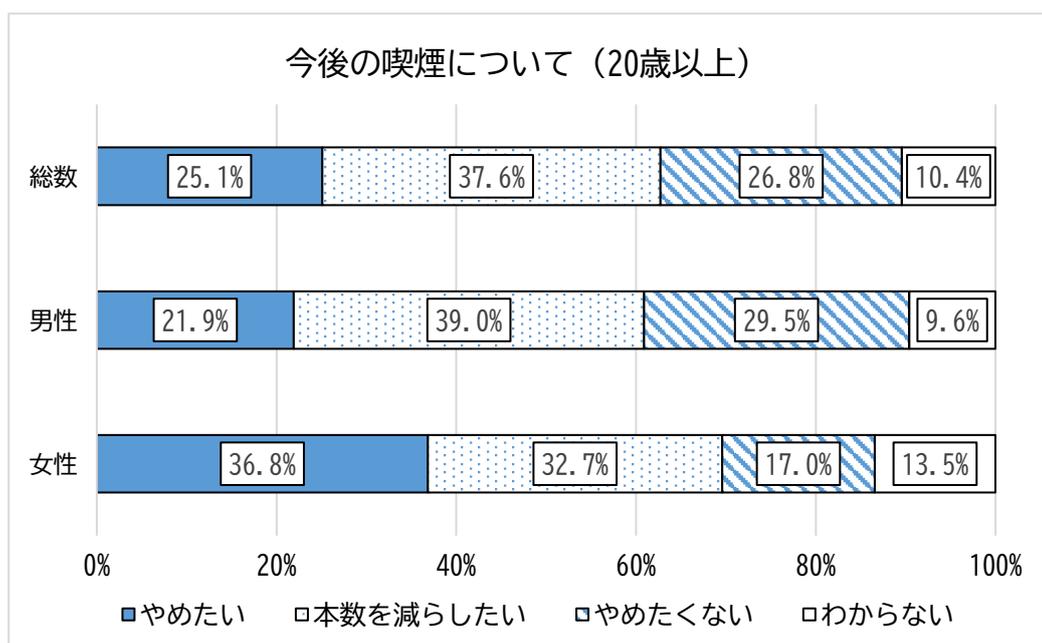
令和4年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査によると、喫煙者のうち62.7%が「やめたい」または「本数を減らしたい」という状況です。なお、喫煙状況の設問に対し、「以前は吸っていたが今は吸わない」と回答した方は27.0%でした。

令和5年度健康しが推進課による「健康いきいき21－健康しが推進プラン－（第2次）」目標項目（妊娠中の喫煙・飲酒）にかかるモニタリング調査によると、妊婦本人の喫煙率は、妊娠前では8.3%、妊娠中では1.3%であり、同居者の喫煙率は、妊娠前では30.3%、妊娠中では27.9%です。

県内の禁煙治療に保険が使える医療機関は、令和6年7月1日現在165医療機関あります。

一般社団法人滋賀県薬剤師会が認定する禁煙支援薬剤師がいる薬局は、令和6年4月1日現在48薬局あり、学校や事業所等で活動を行っています。

また、特定健診や特定保健指導の場でも、血圧高値、脂質異常、血糖値高値等と関連づけて、禁煙の必要性について指導が行われています。



\* 令和4年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査